第１８３回

近畿地方交通審議会

神戸船員部会議事録

令和５年１２月２２日

神戸運輸監理部

［第１８３回　近畿地方交通審議会　神戸船員部会議事録］

１．日　時　　令和５年１２月２２日（金）　１５時３０分から
２．場　所　　神戸運輸監理部　調停室
３．出席者
（公 益 委 員）奥見部会長、櫻庭委員（欠）、渕委員、石黒委員
（労働者委員）浦委員、和田委員、中野委員
（使用者委員）南委員、加藤委員（欠）、小林委員
（運輸監理部）馬谷海事振興部長、大山海事振興部次長
　　松村海上安全環境部調整官（欠）
（事　務　局）大當船員労政課長、江川船員職業安定係
４．議　事
（１）　管内の雇用状況等について
（２）　船員に関する特定最低賃金の改正について
（３）　その他
５．閉　会

［ 議　事　概　要 ］

海事振興部次長

本日も、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻より早いですが、皆さまお揃いになられましたので、第１８３回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催します。

部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

部会長

皆さま、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。

それでは、事務局から委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日は、公益委員１名、使用者委員１名が所用により欠席されておりますが、運営規則に定める公労使委員各１名以上並びに全委員の過半数出席を充たしておりますので、本部会は有効に成立しておりますことを報告いたします。

なお、行政側より海上安全環境部調整官も所用により欠席となっております。

続きまして、本日の配布資料のご確認をお願いいたします。　資料、上から

・議事次第

・資料１　第１８２回神戸船員部会議事録（案）

・資料２　神戸管内の船員職業紹介実績（１１月分）

・資料３　全国の職業紹介実績（１０月分）

・クリップ留め　船員最低賃金関係資料（資料４、５－１、５－２、６）

・クリップ留め　神戸船員部会情報

本日の資料は以上となっておりますが、過不足等ございませんでしょうか。

部会長

それでは、議事に入ります。

まず初めに、第１８２回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。お手元に配布されています、「資料１」の議事録をご確認ください。（案）のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題１の「管内の雇用状況等について」、船員労政課長から、説明をお願いします。

船員労政課長

それでは、資料２に基づいて、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。

１１月期の新規求人件数は２９件で、前月差－１件、前年同月差－１２件、月間有効求人件数は７７件で、前月差－１０件、前年同月差－２６件でした。

新規求職件数は５件で、前月差－３件、前年同月差－７件、月間有効求職件数は２２件で、前月差－７件、前年同月差－１５件でした。

ちなみに、新規求職者の平均年齢は５６．８歳、月末有効求職者の最高年齢は７４歳で１０月に求職された方です。

次に、求人側から見た成立件数はなし、求職側から見た成立件数は２件でした。詳細は、４ページにあります管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。

１１月の月間有効求人倍率は３．５０倍で、前月比＋０．５０ポイント、前年同月比では＋０．７２ポイントでした。

１ページ飛ばしていただき、管内の求人・求職・成立の内訳をご覧ください。

新規求人２９件の内訳をご報告します。

職員が１９件、部員が１０件、船種別では、タンカーを含む貨物船が２１件、旅客船が７件、その他船舶の求人が１件でした。甲機別では、甲板部の求人が１８件、機関部の求人が７件、事務部（司厨長）の求人が４件でした。

次に、新規求職者５名の内訳をご報告します。

職員が５名、部員がなし、船種別では、タンカーを含む貨物船が４名、旅客船を希望する方が１名でした。甲機別では、甲板部が２名、機関部が２名、無線部が１名、年齢構成としては、４０歳代は２名、５０歳代は１名、６０歳以上は２名でした。

続きまして、次のページにある新規求職者年代別離職理由をご覧ください。

求職者の離職理由のうち、本人都合は３名、乗船中の方は２名おられました。

５ページにある紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。

１０ページ、資料２の最後です。雇用保険失業等給付について、前月末現在の受給者は、２名、１１月の新規受給者はなしです。減少は１名で、就職決定によるものとなります。

１１月中の受給者数は２名で、基本手当の支給額は、３６８，１２０円支給しました。その他、就職促進給付については、３名、１，２４４，９８５円支給しました。

次に、資料３をご覧ください。こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表になります。

全国の船員の１０月分の実績は、新規求人件数が１，０８７件、新規求職件数が２４９件、有効求人倍率は４．１７倍で、前月比－０．０５ポイントでした。これに対し、厚生労働省がとりまとめた陸上職　９月分の有効求人倍率の全国値は１．２９倍で前月と同水準でした。兵庫県の就業地別の有効求人倍率は、１．１６倍、前月から＋０．０１ポイント上回り、２ヶ月連続して増加しました。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

労働者委員

ひとつよろしいでしょうか。

最後、就職促進給付ですけど、前回、多分給付のほうえらい少ないですねという話をしてまして、それは、日割りに応じて、例えば半月ぐらいの分ですみたいな話やったと思うんですけど、今回、就職促進給付、約３人分というたら、この方、新たにこれを給付して、そのまま就職しはって、３人とも一括で払うてるんですか。

船員労政課長

先月一人当たりの金額が少ないですねとご意見をいただいた件につきましては、基本手当の支給分に関してとなります。

労働者委員

基本手当ね、はい。

船員労政課長

基本手当の支給額につきましては、上段にあります２名分　３６８，１２０円となります。就職促進給付は、就職が決まりまして、支給要件を満たされた方に対し支給するもので、下段に記載されている３名分になります。

上段の受給者数と数字が合わないのは、すぐに乗船されて手続きができない方等が遅れて受給されているためです。そのため、今回記載されている基本手当受給者と就職促進給付受給者は全て同一人物ではありません。

労働者委員

先月のフォームより以前から給付されとった人がというところですかね。

船員労政課長

そうですね。内訳としましては、９月に就職された方、１０月に就職された方、１１月に就職された方となります。

労働者委員

そうですか。分かりました。

部会長

よろしいでしょうか。

（なし）

部会長

他にないようでしたら、議題（２）「船員に関する特定賃金の改正」に移ります。

先ず、神戸船員最賃専門部会の審議状況について、内航・旅客部会それぞれの報告、また、全国の審議状況の確認等を行った後、「漁業最賃専門部会の労働者委員としての全日海参画について」の審議に移りたいと思いますが、皆さま、よろしいでしょうか？

（異議なし）

部会長

なお、内航・旅客最賃専門部会ともに、議事録を全部非公開とした上で、審議をしておりますので、神戸船員部会・運営規則第１０条により、船員部会の議事録についても、最賃部会の審議及び結果に係る部分は、非公開といたします。

それでは、１２月４日に開催されました「神戸内航最低賃金専門部会」について、私より同部会における調査・審議状況を報告させていただきます。

（内航最低賃金専門部会　概要報告）

続いて、旅客最賃部会の報告を旅客最低賃金専門部会長よりお願いします。

公益委員

旅客専門部会の審議状況について、専門部会長に選任されました私より報告させていただきます。

（旅客最低賃金専門部会　概要報告）

部会長

ありがとうございます。

それぞれの最賃部会に出席されていた労働者・使用者委員の方からの補足説明、また、報告に対する質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

（なし）

部会長

では、事務局から「最低賃金の改正」に係る提案・報告等があればお願いします。

海事振興部次長

最賃部会報告につきまして、議事録の一部非公開の件、承知いたしました。

資料４をご覧ください、先ほど、ご報告いただきました「神戸内航・旅客、それぞれの最低賃金の改正結果」となりますので、ご確認をお願いいたします。

内容については、この後、答申案で申しますので、割愛させていただきます。

次に、資料５－１、５－２をご覧ください。

神戸船員最低賃金の改正につきまして、神戸船員部会の上部組織である近畿地方交通審議会会長名による、神戸運輸監理部長に対する答申（案）となります。

内容については、記載のとおりですが、順に答申案を読み上げさせていただきます。内航の答申（案）の内容は、資料５－１のとおり、

１．最賃を適用する地域は、神戸運輸監理部の管轄地域となります。

２．適用する使用者は、管内に船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船舶所有者で、（１）から（４）に対象となる船舶を記載しています。

３．適用する船員は、２．の使用者に雇用され、対象船舶に乗り組む船員です

４．最低賃金額は、記載のとおりです。

５．最賃に算入しない賃金は、全国共通のもので（１）から（６）に記載の手当等になります。

続いて、旅客の答申（案）の内容については、資料５－２のとおり、

１．最賃を適用する地域は、神戸運輸監理部の管轄地域。

２．適用する使用者は、管内に船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船舶所有者で、（１）から（３）に対象となる船舶を記載しています。

３．適用する船員は、２．の使用者に雇用され、対象船舶に乗り組む船員です

４．最低賃金額は、記載のとおりです。

５．最賃に算入しない賃金は、内航と同様（１）から（６）のとおりです。

これらの内容で、神戸船員部会から近畿地方交通審議会へ報告したいと思いますので、ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

引き続きになり恐縮ですが、各地方局の審議状況について報告いたします。

資料６をご覧ください。既に、各最賃部会で確認済みの委員もおられますが、前回の船員部会以降の変更部を赤字にて記載しております。

各地方局について、「中部・九州」を除き、概ね最賃部会での審議は終了しており、一気に埋まった感じですが、内航・旅客ともに、概ね３％～４％程度のアップによる改正状況となっています。なお、中央においては、内航・旅客の最賃額改正について、令和５年１２月１９日に意見要旨公示がされております。

また、各地方局の改正内容の詳細につきましては、後ほど、ご確認いただけましたら幸いです。事務局からは、以上です。

部会長

ただ今、事務局から「船員に関する特定賃金の改正」について答申（案）の提案及び全国の状況について報告ありましたが、委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

（なし）

部会長

それでは、事務局より説明のあった答申（案）の内容により、神戸船員部会から近畿地方交通審議会あて、報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

ご異議がないようですので、この答申（案）の内容により、神戸船員部会長名にて近畿地方交通審議会会長へ報告することとします。

これで、「当部会の船員最低賃金の改正について」、審議等は終了しましたので、継続審議となっております「神戸漁業最賃専門部会の労働者委員としての全日海参画について」の審議に移りたいと思います。

前回部会は、公益委員が少なかったため、本件の審議をいたしませんでしたが、改めまして、委員の皆さまから本件に係るご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

公益委員

大分時間がたってしまって、一つ一つが思い出せないような話になってきているので、確認ですけれども、最低賃金の漁船のところ、実習生が一人前ではないというところで、適用しないというような文言があったのですよね？

労働者委員

労働者じゃないですからね。

公益委員

今回、インドネシア人の技能実習生が、全日海さんの組合員だからというところが大きな理由になっていたのよね、一番最初。だから、その方々は最低賃金の法律の範囲ではないということですよね。

労働者委員
　法律の範囲じゃない。あるのは何号生。

労働者委員
　法律の範囲で。いや、法律の範囲で適用は、実習生のうちはないです。

公益委員
　ないですよね。

労働者委員
　はい。ただ、実習生では、最低賃金の適用って法的にはないですけど、実質適用しとるところが、最低賃金で３号生を設定しとるところなので、間接的には関わっとる形ですよ。

公益委員
　間接的には関わっているのですけれど、関わっているのを決めたのは、どこかの上の委員会、国の委員会ですか？

労働者委員
　いや、国じゃないやろう。

労働者委員
　でも、みんな。

労働者委員
　乗組だけじゃないやろう、最賃を適用するやつ。

海事振興部次長
　画面をご覧ください、漁業の答申案の３の適用する船員のところです。
　ここに記載の「ただし」の後ろの部分、この部分に外国人技能実習生の方が入っています。

労働者委員
　これは、でも、あくまでも最低賃金の適用の中の範囲の中の適用する船員の。

海事振興部次長
　適用する船員の範囲です。

労働者委員

説明じゃないですか。

海事振興部次長

そうです。

労働者委員

ただ、技能実習生もこの中に入っとるかいうたら、入ってないです。また、別枠といえば、この中の最低賃金の労働者ではないので、あくまでもこの説明は、労働者の最低賃金の労働者の適用の中の見習いとか、これ入りますよですけど、技能実習生自体は労働者ではないので、これにそのまま当てはまるかという、そうでもないと思うんです。

海事振興部次長

労働者か否かについては、間違いなく労働者になると労働局も申しています。

労働者委員

労働者というたら、法的のとこもあるんですけど、技能実習生で、日本の国内で働くとなれば、労働基準法は、法律は適用されるんですけど、はっきり労働者って言い切っていいものかどうか。

公益委員

陸の技能実習生の人たちは、労働条件でいろんなことを守らないといけないよということになっていて、結局、最賃が適用と書いてあったような気がするのです。ところが、漁業の場合、この一文があるおかげで最賃適用になっていないですね。

海事振興部次長

現状の扱いとしては、労働者ではあるが、一人前には満たない労働者との判断になっているものと思います。

労働者委員

３号は一人前でしょう。

海事振興部次長

３号については、そう取るのか、もしくは基準となる賃金が最賃額と一緒なだけと取るのか。

労働者委員
　同等と見るのか。

海事振興部次長
　同等と見てるのか、もしくは、あくまでも基準としたものが最賃額なのか。

労働者委員
　最賃相当額なんでしょうね。

労働者委員
　そうです。

労働者委員
　最賃を適用ではない、最賃相当額を適用する形になるのかな。

労働者委員
　あくまで特定技能でないと、労働者カウントはしないはずなので。労働者ですか。

海事振興部次長
　労働者は労働者ですね。

労働者委員
　実習生だよ。

海事振興部次長
　実習生、そうですね。

労働者委員
　労働者になるの。

海事振興部次長
　労働者ですね。

公益委員
　労働者の法律を適用するみたいなところですか。陸はそのような感じですよね。だけど、海というか、漁業しか制度がないですけれど。

労働者委員

日本の法的に労働者となれば、いろんな制限がなく自由じゃないですか。ただ、技能実習生は制限されとる中で、１００％の労働者かというたら、そう言い切るのも、ちょっと問題があるん違うかなと思うんですけど。

日本の中で、国内で働くことになれば、誰しも労働基準法、船員法は、その法律の範囲では適用するんですけど、その定義的に、日本の国内で働く労働者かということで、労働者という、あくまでも技能実習生は労働者でないと思うんですけど。法的にはそれが適用されますけど。私らは、そういうふうに解釈しとるんです。

労働者委員

今、中央で、制度を模索しているようですけれども。

海事振興部次長

そうなんですね。

労働者委員

これまでの整理すると、特定技能は単純労働者で、実習生は研修実習生という位置づけ。ただ、働く間については、労働法については、それを守らなければならない、こういう解釈だったと思うのです。これから大分風変わりはしてくるとは思うのですけれども。

その人数が多い少ないで、委員に入る・入られないの議論にはなっていますけど、漁船の最賃の委員の選考条件は、漁船に対して十分な知識、経験、漁船のことを十分知っているかどうかの話だけですので、それらは十分我々も共通認識にあって、我々が委員になることについては差し支えないのではないかと。できれば委員にしてほしい。人数だけとか、人数にこだわっていては何の話にもならないと思っていますので、我々を委員にしていただけるのか、いただけないのか、御決裁をお願いしたいなと思います。

公益委員

委員になられる、誰が委員になるのかということは、すごく難しい問題ですよね、陸でも、どこでも。その中で、今、地域でそれぞれ話し合ってるところで、地域のこともそれなりに考えてというのが大前提にあるんですよね。

労働者委員

前回、前々回か資料にも出ていますけれども、日本全国的には、おおむね海員組合が委員になっている経緯もございまして、十分我々もそういった判断はできるだろう。地域事情に踏まえたお話もできるだろうということで、委員にしてくださいと言っているつもりですけれども、何ら遜色ないようには思いますけど。

最終的には、隔年でもいいのではないかという話もした覚えもありますし。

海事振興部次長

全国で、全日海さん、ほとんどの局は入られているわけですけど、それぞれ局に確認して、地元に船員組合そのものがないとか、あってもなかなか出ることができない。船員部会には、労働者の代表者として全日海さんが入られていますので、最賃部会について地元から出すのが厳しいため、全日海さんに出ていただけますかということで入っているところが結構あるように聞いています。

一方で、神戸の管内につきましては、船員の組合があって、そちらから委員を出すことが可能であるとして出ていただいています。

例えば、そこで直接雇用関係にある使用者と対峙して、労働者委員が自由な発言ができない、困っているんだという救済を求めるような声でもあれば、当然、船員の代表する全日海さんにお願いをするようにはなると思いますが。

労働者委員

救済の声がないと、逆に言ったら、全日海は委員になれない。

海事振興部次長

要は地元に船員の組合さんがあって、そちらから委員が出せますよと。

労働者委員

だから、考え方が違うような気がするけど。職種に対して十分な見地、認識があれば、最低賃金の委員には遜色ないと思いますけれども。

海事振興部次長

いや、資格は十分あるとは思うんですよ。

公益委員

私も資格はあると思います。ただ、現時点で、現場の皆さん、地方の皆さんが本当にそこまで困ってらっしゃって、全日海さんにお願いするという声も何もないです。

労働者委員

困ってないと委員になれないというのが、ちょっと分からない。

公益委員

いや、今現在うまくいってるところに、この関係性を崩すだけの理由がどこにあるのかなとは思います。

労働者委員

今年に限らず、ここ数年の最賃の部会をもちろん皆さん、皆さんじゃないでしょうけど、見られたと思いますけど、あれがうまくいっていると認識されましたか。

公益委員

いや、結果として数字で追ってみれば、今回の資料のここにあるように、追いつかれつつはあっても、まだ値としては一番ですよね。横の中国地方、近畿地方、これはお隣さんになりますけれど、ここよりも高いという結果が出でいます。数字がね。

労働者委員

もちろん結果はそうだけど、その経過というか、内容がどうでしたか。ちゃんと成り立ってましたか。

公益委員

だから、お互いがちゃんとお互いを尊重し合ってこの値が出てきているんだろうなという感触を得るのです。個別の部屋でやられているので、本当に中でどれほどガチ感、ガチ感という言葉を使っていいのかはあれですけれど、どのようにやっているかは分からないのですけれど。帰ってこられたところで、きっちり報告されてというのは、旅客でも同様にやっていて、今回も労使で決着していただいたのですけれど、あれと変わらないのですね、私たちから見ると。

労働者委員

そうですか。

公益委員

はい。

労働者委員

大分ずれてますね。

部会長

漁業は、先生ですか。

公益委員

いや、違います。

公益委員
　漁業は私。

労働者委員
　うまくいっていると。

労働者委員
　出た委員の最賃部会長、漁業の部会長がそういう認識で取られてるのであれば、そうなんでしょうというところで。我々は出てないので、直接は。我々は、また別の人間が行ったので、それの言づてでしかないですけども。全く話になってないという話は聞いたんですよ。いや、それじゃおかしいよねということで。

公益委員
　傍聴された方は、私たちと一緒で、中でどういうふうになっているかは見られていませんね。

労働者委員
　例えば今年で言うと、今年のこの状況の中で、要らないという話をしたって聞いたんです。

公益委員
　要らない？

労働者委員
　賃上げ、要らないって。

労働者委員
　現場の方がね。

公益委員
　要らないと？

労働者委員
　今年のこの状況を見て、いや、今年は会社が、それは会社のことを思ってなのかもしれないけども、今年は会社が厳しそうだから、要らないんじゃないかと言ったら、逆に会社から、いやいや、出してあげるって、ばんって出した。私は、そういう報告を受けたんですよ。

公益委員

その具体的内容は、傍聴席では聞けなかったはずですけれど。ぼそぼそぼそって、いろんなところであったかもですけれど、公式に話合いの中では。

労働者委員

でも、それも含めて、そこの委員長として、正当に成り立っているのだと。

公益委員

そうであれば。

労働者委員

そうなのでしょうね。

海事振興部次長

要らないではなく、５千円ぐらいでと労働者側が言ったというふうな報告だったと記憶しています。

公益委員

ぼそっと言われたときはありました。

海事振興部次長

使用者側は、１万円を視野に入れてという話はされていたように思いますけど。

公益委員

だから、お互いがお互いのことを考えて、本来、逆でもいいような値が言われてもいいのに、うまく成り立っているのですよね。

労働者委員

それが、正常な労使関係だと。

公益委員

それが正常か異常かって、結論が出ないですよね。

労働者委員

僕は異常だと思いますけどね。

労働者委員

多分、この話をずっとやってても、平行線ですよ。

部会長

そうですね。だから、資料とか、双方、労働者側の委員からも出してもらえるものは出してもらってますし、局からも追加の資料を出してもらっていますので、今日、全員出席だとよかったんでしょうけれども、全員ではないですけど、またさらにといってもあれなので、全員出席のほうが好ましい気もするんですが、全員、いつそろうかというのも定かでもないですので、取りあえず意見が出そろっていることは間違いないかと思いますので、もしそれを現状で判断できるのであれば、労働者側からの付議に基づいて、漁業最賃部会労働者委員としての全日海の参画について、承認、妥結の採決をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

労働者委員はいかがですか、全員出席ではないですけど。

労働者委員

我々は裁定を受ける側なので、いつでも構いません。

公益委員

少しデリケートな話といえばデリケートな話。

なぜかというと、漁業にも携わっている方々も、使用者委員の皆さんも状況は全く分かってないし、我々、この情報だけで判断する、ここで決議なされるという認識でよろしいですか。この部会で。

部会長

ここの部会で、例えば承認。

公益委員

上程するのですね。

部会長

そうそう。承認しますってなったら、局の方が現地に行って、説明に行くということですね。

海事振興部次長

そうです。

部会長

ここで決まっていくわけじゃない。

海事振興部次長

そうです。

労働者委員

そこで承認を受けたからといって、委員に入れるわけではないという説明が。

部会長

そうです、ここで決めてしまうわけではないですけど、そこは確認がされていて、ここで承認しないということになれば、今の時点で説明に伺うことはないという話です。

ただ、ここで承認になれば、局のほうで現地の労働者委員に説明に伺う、そういう理解でよろしいですか。

海事振興部次長

そうです、はい。

部会長

評決の方法ですが、今回、どうするか。一応付議が、労働者の委員からそういうお申出が出ているので、いずれかで決するのをするほうがいいのかなという気もするんですけれども、仮に継続審議にしても、新たな資料が出るとも思えないので。評決の方法としては、出席委員の無記名による投票にしたいと考えてはいますけれども、そもそも、評決、採決をすることについてはよろしいですかね。

何か決めないと、次々進まない気はするんですけど、どうでしょうか。

公益委員

丸、バツを書くのですか、紙に。どんな感じなのですか。賛否って書いたらいいのですか。

部会長

丸、バツですね。承認、丸。

海事振興部次長

紙に承認欄と否認欄を用意していますので、どちらかにチェックなり丸なり、分かりやすく印を記していただきたいと思います。

労働者委員

部会長、いいですか。

部会長

はい。

労働者委員

であれば、今日は評決に付すことまで確認して、次回、全員そろった段階で直ちに投票に入ることでいかがです。

部会長

今回、欠席されている方がいらっしゃるので、一応説明は最初にさせてもらって、次回でも別に、それは労働者委員からのこれは付議であるので、それでもこちらは構いません。別に今日絶対とは考えてなくて、私個人的には、全員がそろっているほうがいいのかなという気はしていまして。

労働者委員

たまたま割り切れちゃうので、また今日は。

公益委員

割り切れる、確かにそうか。偶数になるということ。

労働者委員

また次回、誰か休んだら、また同じことになっちゃうということ。

公益委員

同じことに。

労働者委員

だから、論議は今日で終えて、今日休んでいる委員の説明を簡単に。でも、聞いてたっけね、前回。

労働者委員

聞いてた。

部会長

そうです。少し時間もたっているので、復習みたいな形で説明を最初にさせてもらって、全員、次回そろわなかったら、次回採決できるのであれば、次回するということに、それではしましょうか。

（異議なし）

部会長

労働者委員に再度確認ですけど、さらに資料、こういうことをしているんだとかいう活動資料みたいなものを追加で出されることはあるんですか。

労働者委員

ないですけど、まさに今、中央で行われているのが、実習、研修生も労働者の枠組みにするという動きがあります。そういった意味では、これからますます実習生が労働者扱いになってくれば、人数的には多くの組合員さんとなってこようかと思いますので、その辺を一考していただければと思っております。

以上です。

部会長

分かりました。

一応、説明をしていきますと、投票用紙には「承認」「否認」の欄が設けてありますので、いずれかにはっきりと分かるようチェック等を御記入ください。

なお、神戸船員部会運営規則第９条第２項に、部会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによると規定されていますので、申し伝えておきます。

よろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

採決については、次回、全員揃うであろうと。

海事振興部次長

全員揃った会ということで。

部会長

揃った会のほうが、今の話だと、またさらに。次回が例えば３人欠席であれば、全員揃った会にこれをやる。その採決する前に少しだけ説明をして、すぐやると、そういう流れでよろしいですか。

（異議なし）

部会長

分かりました。

海事振興部次長

事務局から、ちょっと心配事というか、ひょっとしてウェブで参加される方がいらっしゃったときには、皆さんの投票が終わった後に、その方だけ発表してもらうとなると何か、その方の意見がはっきりしてしまいますが。

労働者委員
　いや、部屋から１回出てもいいじゃないですか。

海事振興部次長
　１回出て。

労働者委員
　誰か１人で、事務局が１人。

海事振興部次長
　事務局と公益の方１名ぐらい置いて、その方の結果を伝えずに、こっちでチェックつけて、分かりました。では、ウェブを含め全員参加の回でお願いします。

部会長
　そうか、ウェブ参加の場合でね。分かりました。

労働者委員
　別に、もし否定的な結果になっても恨みはしないから大丈夫ですよ。そんなことをしませんから。

海事振興部次長
　いや、ウェブの可能性は否定できないので確認させていただいただけです。

公益委員
　否定できないです。

労働者委員
　挙手でもいいぐらいですよ。

部会長
　私、挙手でも別に。でも、今後もこの船員部会ありますので、今の方法でやりたいと思います。
　それでは、議題３、その他に移ります。
　委員の皆様から何かございましたら、御発言をお願いします。

労働者委員
　１点質問があるのですけれども、思い出していただければ良いのですけれど、２月１１日、釜山から博多へ航行中の「クイーンビートル」で浸水の警報装置が鳴り、

船主部分に幅７センチほどの亀裂が見つかったものの、国への報告や法律で義務づけられている臨時検査を受けず、応急処置だけで翌日から３日間運航させ、７９１名の旅客を輸送しました。

その後、１４日に国土交通省に報告、修理し、３月から運航を再開。６月に２週間ほど運休して船首部分を造り直して、報道では、ここに来て初めて６月２３日に国土交通省及びＪＲ九州高速船に対し、海上運送法に基づいて輸送の安全確保を命令する行政処分を出したとのことです。

最終的に、福岡簡易裁判所から船舶安全法違反で、令和５年１１月、ＪＲ九州高速船に３０万円と運航管理者に１５万円の罰金の通知を受け、１２月１日に納付した旨の報道があり、処分は会社と運航管理者だけのようで、そもそも外国籍船ですし、船長を初め乗組員に旅客輸送を行っている認識があったのか疑問ですし、運航管理者が強制したとして、その罪は軽いと思っております。

痛ましい知床の事故を受けて、今、様々な法律改正が求められていますが、このＪＲ九州高速船に対して、これ以外の罰則や処分など受けておりましたら、どういった処分を受けているのかをお聞かせ願いたいと思いまして、質問です。

以上です。

部会長

事務局のほう、今の内容、情報ありますでしょうか。

海事振興部次長

今はお答えがすぐにはできないです。

部会長

もし、その情報が。

労働者委員

ありましたら、また教えてください。

部会長

ありましたら、次回以降でも構いませんので、お知らせいただければと思います。

労働者委員

６月２３日に出た、輸送の安全確保命令に対する行政処分がある。これによって、何が科せられたのかというのは。

海事振興部次長

処分については、ホームページ上にそれぞれ公表はされております。

その上で、他に何がというところになってくると、あるのかないのかすら、こちらも分からないです。

労働者委員

でも、国交省が海上輸送法に基づいて輸送の安全確保を命令する行政処分、これを出たら何がどうなるのかというのは。

海事振興部次長

要は、改善計画であるとか、そういうことですか。何をいつまでに出せよとか、そういった中身を知りたいと言うことですか。取りあえず確認させてください。

労働者委員

ここに来て、この会社の船員募集が多く見受けられます。こういうのも、一部事故が起因しているのかなと。運航要員だけではなくて、サービス要員も含めて募集が相当数出ているように、これらの罰則が要因したような内容で離職、募集をされたのかというのが気になりまして質問した次第です。また、分かれば教えてください。

海事振興部次長

確認しますけど、例えば今言われたような離職内容とか、事実あったとしても、そこは恐らくつかめないと思います。

労働者委員

募集が出ていたので、事故が起因しているのかなと思いまして。

海事振興部次長

また、質問については改めて。

労働者委員

お願いいたします。

海事振興部次長

確認させていただきたいと思います。

部会長

使用者委員はいかがでしょうか。

公益委員はいかがですか。

（使用者委員なし）
（公益委員なし）

部会長
　行政は、いかがでしょうか。

海事振興部次長
　いろいろ御審議をありがとうございます。
　全日海さんの漁業の参画については、次、全員がそろい次第、投票するという形で、こちらとしても準備を進めたいと思います。
　また、先ほど労働者委員の質問につきましては、繰り返しになりますけど、確認させていただいて、答えられる範囲でまた回答を用意したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
　すみません、船員部会情報について説明させていただきたいと思います。
船員部会情報をご覧ください。
　最初に本省プレスとして、11.28　船舶へのモーダルシフト推進にご活用くださいの記事となりますが、８月部会でご紹介しました「中・長距離フェリーのトラック輸送に係る積載率調査」の第２四半期結果の公表となります。
　次に、神戸運輸監理部プレスで、12.05　年末年始の帰省・観光も安全安心の記事となります。これは、旅客などの輸送需要が増加する年末年始前に、全国的に実施する輸送機関の「安全総点検」に係る、神戸管内の旅客船の実施について記事となりますが、別紙、日程のとおり、監理部における立入りでの集中点検については、昨日で終了しておりますが、特に問題は無かったと聞いております。
　以降は、毎回同様、スクラップ記事、１０月分の内航海運輸送動向、１１月分の月例経済報告となりますので、後ほどご確認いただけましたら幸いです。
　また、それぞれの封筒の中に「委員手当の改定に係るお知らせ」を入れておりますので、ご確認をお願いいたします。事務局からは、以上です。

部会長
　ただ今の事務局から船員部会情報の説明につきまして、委員の皆様からは、何かございませんか。なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長
　部会長、議事進行ありがとうございました。
　それでは、本日の部会は、これにて終了させていただきます。次回の船員部会は、１月２６日（金）１５時３０分からこの場で開催しますので、よろしくお願いいたします。